

公 表 第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会教育長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年7月4日

久留米市監査委員	山 口 文 刀
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	永 田 一 伸
久留米市監査委員	秋 永 峰 子

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和6年度

部局名：環境部

			指摘事項等	措置状況等
指摘事項	財務監査	契約事務	契約書において消費税及び地方消費税の額を誤っているものがある。	ご指摘を受け、契約書記載の消費税及び地方消費税額の額を訂正しております。今後は契約書作成後（受渡前）に担当及び副担当による確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。